

市外の医療機関で妊娠中から産後の検査や健康診査を受けた方へ

米沢市で交付した各種健康診査および検査の受診票は、山形県外の医療機関では使用できません。
(新生児聴覚検査受検票は、市外医療機関では使用できません。)

里帰り等により市外または山形県外の医療機関で受診した際は、後日申請することで各種健康診査および検査（以下「各種健康診査等」とする）の費用助成を受けることができます。

<対象者>

- ・受診日において米沢市に住所を有し、米沢市から各種健康診査等の受診票の交付を受けている人。
- ・里帰り等により、山形県外の医療機関で各健康診査を受診した人（新生児聴覚検査は米沢市外の医療機関で受検した人）。
- ・産婦健康診査および1か月児健康診査については令和8年4月1日以降に受診した人。

<助成の対象となる健康診査および検査>

健康診査および検査名	受診した医療機関の所在地		
	国内		国外
	市外	県外	
妊婦健康診査（多胎妊娠の健康診査を含む）	—	○	○ （多胎は不可）
産婦健康診査	—	○	×
新生児聴覚検査	○	○	×
1か月児健康診査	—	○	×

<申請方法>

各種健康診査等を受診した後に、下記の書類をそろえて申請してください。
来所する方は産婦以外の家族でも構いません。

<申請に必要な書類>

1. 助成金交付申請書（米沢市ホームページよりダウンロードできます。）
2. 各種健康診査等を受診した医療機関の領収書（原本）
3. 各種健康診査等の費用が記載されている診療明細書（原本）
4. 各種健康診査等の結果がわかる書類（母子健康手帳等）
5. 米沢市で交付した各種健康診査受診票または受検票



<申請先>

米沢市子ども家庭課 事務室（すこやかセンター内 2階）
受付時間 月～金曜（休日を除く） 8：30～17：15

<申請期限>

各種健康診査等を受けた日から教えて6か月が経過した日が属する月の末日
（例）4/15 に受診した場合→10/31 が申請期限となる

<国外で妊婦健康診査を受診する方>

国外の医療機関で受診された場合は、医療機関が発行する領収書に加え主治医が記入する「妊婦健診領収書」（妊婦健診1回につき1枚）を提出していただく必要があります。

「妊婦健診領収書」で、妊婦健診であること、公的医療保険の適用でないことが確認できない場合は、費用をお支払いすることができません。

担当：米沢市子ども家庭課 母子保健担当（米沢市すこやかセンター内）電話 0238-27-7550